

令和7年度第1回吹田市権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク協議会
議事概要

1 日時 令和7年7月1日（火）午後2時から午後4時まで

2 場所 吹田市立総合福祉会館 1階 集会室

3 出席者ほか

(1) 委員 11名

明石 隆行（種智院大学人文学部社会福祉学科 教授）
青木 佳史（大阪弁護士会 弁護士）
徳永 正尚（大阪司法書士会 司法書士）
矢島 繁一（大阪社会福祉士会
相談センター「ぽあとなあ」スーパーバイザー）
三条 健二（吹田市民生・児童委員協議会 会計監査）
稲垣 亮祐（吹田市医師会 理事）
八田恵美子（吹田市介護保険事業者連絡会
訪問看護・訪問リハビリテーション・訪問入浴部会）
村田 優美（吹田市介護保険事業者連絡会居宅介護支援部会）
大西美佳子（吹田市障がい児者等計画相談支援事業者等連絡会 会長）
堀江 篤史（北おおさか信用金庫 吹田支店 支店長）
眞鍋 宏明（ゆうちょ銀行吹田店 店長）

(2) 事務局 16名

田畑 茂洋 福祉部次長（福祉総務室長兼務）
齋藤 知宏 福祉総務室参事
持永 夏子 福祉総務室主幹
本郷 夏実 福祉総務室主査
波多野 真 福祉総務室主査
賀集 恒介 福祉総務室主任
木村ちひろ 福祉総務室主任
中村 海翔 福祉総務室係員
瀧本 将貴 生活福祉室主査
石井 裕臣 高齢福祉室参事
平井 倫子 障がい福祉室参事
朽久保秀紀 けんりサポートすいた センター一長
山田 春香 けんりサポートすいた 相談員
西村 真哉 けんりサポートすいた 相談員
森本 大介 吹田市社会福祉協議会事務局次長（総務課長事務取扱）
井手本治夫 福祉総務室参事（吹田市社会福祉協議会派遣）

- (3) オブザーバー 4名
石井 義規 大阪家庭裁判所裁判官
柴田真美子 大阪家庭裁判所主任書記官
角谷 勇輔 大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課主査
矢野 陽平 大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課副主査
- (4) 傍聴 1名

4 会議資料

- 資料1-1 中核機関業務実施計画評価シート
資料1-2 けんりサポートすいた令和7年度スケジュール
資料1-3 専門相談チラシ
資料1-4 専門職派遣チラシ
資料1-5 当事者向けチラシ
資料1-6 親族後見人向けチラシ
資料2-1 説明資料・ワークシート（テーマ1）
資料2-1（別紙1） 吹田市民の地域福祉に関する実態調査票（抜粋）
資料2-1（別紙2） 吹田市民の地域福祉に関する実態調査報告書
（令和2年(2020年)3月）（抜粋）
資料2-2 説明資料・ワークシート（テーマ2）
資料2-2（別紙3） 第4次吹田市地域福祉計画（抜粋）
資料2-2（別紙4） 中核機関の業務内容
資料2-2（別紙5） 吹田市成年後見制度利用促進基本計画（概要）
資料2-3 説明資料・ワークシート（テーマ3）
資料2-3（別紙6） 日常生活自立支援事業の概要
資料2-3（別紙7） 新たな事業（新日自事業（仮称））について
資料2-3（別紙8） 日常生活自立支援事業の利用者数等の実績

5 内容

- (1) 「けんりサポートすいた」の取組状況
・令和7年度事業計画について
- (2) 権利擁護に関する制度や施策の情報共有並びに地域課題の検討
【グループワークテーマ】
- 1 第5次地域福祉計画策定に伴う成年後見制度、権利擁護支援に関する市民意識調査のアンケート内容について
 - 2 吹田市成年後見制度利用促進計画の策定方針について
 - 3 日常生活自立支援事業について
 - 4 その他

6 議事（会議要旨）

委員長 議題1「けんりサポートすいた」の取組状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料1－1「中核機関業務実施計画評価シート」をご覧ください。前半が令和6年度、後半が令和7年度の中核機関業務実施計画評価シートとなっています。令和7年度の評価シートに沿って、令和6年度の実績を参考にしながら説明します。令和7年度の資料右側①の市民向けの広報機能についてご覧ください。令和6年度では、支援対象者向けとして、認知症や障がいのある方に向けて成年後見制度の説明を行う機会が多くありました。運営委員会でも支援対象者にとってわかりやすい広報ツールを作成すると良いという助言をいただいたことから、令和7年度には支援対象者向けのチラシを作成することと致しました。続いて②の支援機関向けの広報機能として、一次相談窓口である地域包括支援センターや障がい者相談支援センターだけではなく、金融機関や、今年度は新たに病院にも周知を図っていきたいと考えています。続いて④の支援機関向けの講座等啓発活動では、令和6年度は支援機関からの講座依頼が少なく、年間で3回しか実施できなかったため、令和7年度は専門職や支援機関向けの講座実施に力を入れていきたいと考えています。資料⑤では、令和6年度は一度フォーラムを開催しましたが、令和7年度はフォーラムを1回、市民向けの研修を1回、専門職向けの研修を1回、合計3回の開催を目標に取り組みたいと考えています。次のページに移りまして、相談機能の①、専門相談・専門職派遣については、令和6年度は開催枠のうち目標としていた50%の実施回数に満たなかったため、令和7年度は前述の講座や専門職向けの研修等でも周知を図ります。また、既存の専門相談・専門職派遣の周知用チラシに具体的な相談例を追記して発行しなおし、市民の方にもより身近な相談先として周知を進めて参ります。今年度は市報すいたにも3か月に1回、専門相談・専門職派遣の実施について掲載できることになりました。今年度に入ってから4月から6月の実績では、専門相談が12枠中5枠、専門職派遣が6枠中3枠となっており、概ね目標達成に向けて推移しています。続いて③の支援機関向けの相談対応及び支援については、令和6年度は一次相談窓口向けにアンケートを実施し、けんりサポートすいたとの連携について御意見を募りました。回答結果を受け、これからも一次相談窓口とスムーズな連携がとれるよう、令和7年度はブロックごとに一次相談窓口と情報交換会を開催したい

と考えています。次のページに移ります。成年後見制度利用促進機能について、右側②の日常生活自立支援事業との円滑な連携について、令和6年度は日常生活自立支援事業の利用者で、成年後見制度への移行が必要な方について、中核機関が申立支援をできるようになりました。また、日常生活自立支援事業の利用者への訪問に中核機関職員も同行させていただき、成年後見制度の利用の必要性を確認することができるようになりました。中核機関が設置されたことにより、中核機関と日常生活自立支援事業との連携の結果、令和6年度末には日常生活自立支援事業の待機状態を解消することができました。令和7年度は引き続き待機解消状態を維持できるように努めて参りたいと思っていたところですが、現在は2、3名の待機者が発生しております。次のページに移ります。成年後見人等への支援について、①親族後見人、後見活動を行う法人への支援について説明します。令和6年度は親族後見人や法人後見人等への支援がほとんどなかったことから、今年度新たに親族後見人向けのチラシを作成し、家庭裁判所や一次相談窓口の協力を得ながら、親族後見人に中核機関の周知を図って参ります。チラシの効果というわけではありませんが、今年度に入ってから親族後見人に関する相談を既に数回受けております。また、お話を聞く中で親族後見人になることを検討されているというパターンもありますので、そういった方にも中核機関がサポートできるよう関係機関にも周知を続けて参ります。次のページに移りまして、地域連携ネットワークの構築についてです。資料①について、日頃の相談連携に加え、前述の情報交換会や運営委員会、協議会など、様々な関係機関とつながり、協働していくことで、支援対象者を早期に発見できるように地域連携ネットワークを構築して参ります。③の協議会の運営については、令和6年度は顔の見える関係づくりを主としてきましたが、令和7年度以降は吹田市の権利擁護支援の充実を目指して、情報交換や協議を進めて参りたいと考えております。委員の皆様、今年度もどうぞよろしくお願い致します。

事務局

続いて資料1－2をご覧ください。令和7年度のスケジュールをお示しした資料となっておりますので、上から順に説明します。まず、協議会については、本日を含めた年間2回の開催を予定しております。運営委員会については、2か月に1回程度の開催とし、9月についてはその時の案件次第で開催予定です。令和6年度はすべての運営委員会に三士会の先生方にも御参画いただきましたが、今年度については協議会の前と、その報告を兼ねた5月、1月、3月と、その他必要に応じて出席依頼をさせていただく予定とし

ております。続いて広報についてです。けんりサポートすいたのリーフレット、当事者向けのチラシ、親族後見人向けのチラシ、専門相談・専門職派遣のチラシを作成しており、既にけんりサポートすいたのリーフレットと親族後見向けのチラシについては家庭裁判所に送付しております。また、これらのチラシ類は関係機関にも送付できるよう準備を進めているところです。6月、9月、1月には、吹田社会福祉協議会が発行する広報紙、すいた社協だよりもけんりサポートすいたについて掲載予定です。あわせて11月、1月については、市報すいたにも特集記事を掲載予定です。このスケジュールについては運営委員会にて諮ったものですが、その後福祉総務室との協議の結果、9月にも市報すいたに記事掲載をできるように準備を進めております。続いて周知についてです。前述したとおり、一次相談窓口の地域包括支援センターと障がい者相談支援センターについて、ブロックごとの意見交換会の実施を予定しています。第1回目は7月8日に実施する予定となっております。市内には全部で6ブロックありますが、今年度についてはまずは3ブロックで実施できたらと考えております。8月から10月は病院に周知に回り、あわせて地区福祉委員長会議や民生・児童委員協議会の地区委員長会のお借りし周知に努めたいと考えております。8月下旬頃には専門職向けの研修として、支援機関を対象とした研修会、12月には市民と支援機関を対象としたフォーラム、2月には市民向けの研修会を企画する予定としております。続きまして資料1－3専門相談チラシとあわせて資料1－4専門職派遣チラシについて説明させていただきます。昨年けんりサポートすいた開設に伴い、両チラシを発行しましたが、予約枠がなかなか埋まらないという現状に対し、運営委員の皆様から、具体的な相談事例を記載した方がより相談しやすいイメージが湧くのではないかと御助言いただき、どちらも一部変更を致しました。変更点として、専門相談・専門職相談チラシの表面の左下に、実際に専門相談を受ける中で、上がってくる事例を記載しております。専門相談チラシの裏面につきましては、専門相談の時間枠を変更しております。二枠目の相談枠について、昨年度までは15時30分から17時までとしていたところを、今年度からは15時10分から16時40分までに変更しました。続いて資料1－5当事者向けチラシをご覧ください。こちらについては制度の説明をする際に、当事者の方に対してよりわかりやすい説明ができるようなものがあればいいのではないかと考え、運営委員会の御意見を踏まえながら作成したものです。実物はA4サイズの二つ折りのパンフレットとなっております。成年後見制度はこんな時に役立ちますといった内容

や、身上保護、取消権、財産管理等についてもわかりやすい文章で示しております。また、こういった人が後見人になれるか、あるいは必要な費用についても記載しております。成年後見制度を利用するには、という項目では、制度利用までの手続きの流れを記載しています。このチラシについては当事者の方に説明する時に活用する想定としているため、地域包括支援センターや障がい者相談支援センターにも配布する予定としています。最後に資料1－6 親族後見人向けチラシをご覧ください。親族後見人からの相談実績がほとんどなかったことを踏まえまして、親族後見人向けのチラシを作成しました。表面については実際に相談が上がってきそうな内容を記載しています。裏面については専門相談と専門職派遣について記載しております。既にこのチラシについては大阪家庭裁判所に送付しており、吹田市内でこれから親族後見人として活動される方に配布いただくこととなっております。

委員長 議題1について説明いただきました。今年度の業務実施計画については令和6年度の実績を踏まえて説明いただき大変わかりやすかったと思います。この件について委員の皆様から御質問や御意見等ございましたらお願いします。

委員長 皆様に考えていただいている間に私から質問をさせていただきます。令和7年度の業務実施計画の2ページ目にある一次相談窓口と役割分担を明確にするとありますが、令和6年度に実施した中核機関に関するアンケート調査ではどのような結果だったのでしょうか。それから、今年の7月8日から一次相談窓口と情報交換会を実施する予定となっておりますが、どんな方法でされるのか、そのあたりの一次相談窓口との関係についてお答えいただければと思います。と言いますのも、他市の事例では地域包括支援センターが20か所くらいある自治体で、中核機関ができた途端すべて中核機関の役割だと認識されたようで、また中核機関の職員自身も自分たちの役割を明確に答えることができず、私のところに相談され、地域包括支援センターに対し中核機関の役割を説明したような経緯がありました。吹田市ではどのように役割分担されているのか教えていただきたいです。

事務局 一次相談窓口に対して実施したアンケートで目立っていた回答としては、各センターで申立支援に苦勞していて、そのあたりをけんりサポートすいたとどう連携していくかというところを悩まれているということでした。申立支援についてはどの部分までが申

立支援になるのかという議論もございまして、本人や家族への申立手続きの説明から、必要に応じて専門職におつなぎするところ、あるいは書類作成に係るところなど、広い範囲にわたるため、申立支援に御苦労されているとのことでした。今後の一次相談窓口との意見交換会については、地域包括支援センターの社会福祉士が集まる会議に参加させていただき、けんりサポートすいたが開設から1年が経過した中で、どういう対応ができたのか、あるいはできなかったのか、また課題に感じているところなどの御意見をいただけるようなグループワークを実施する予定です。我々が1年運営した中での所感としては、地域包括支援センターにもそれぞれのやり方があったり、同じ地域包括支援センターの中でも職員間でやり方が違ったり、なかなか役割分担として明確に線を引くことは難しいと感じております。意見交換会の実施方法として、もう一つは地域包括支援センターと障がい者相談支援センターが実施する各ブロック会議に参加させていただき、高齢・障がいのそれぞれの課題や、あるいは共通する課題等、話し合いながら確認していければと思っております。

委員長 ありがとうございます。情報交換を進めることによって共通理解や共通認識が醸成されていくものと思います。情報交換会では事例を使つての実施は予定していますか。

事務局 地域包括支援センターとのグループワークの中では事例をひとつかふたつ程お示しして、イメージしていただきながら実施できればと考えております。

委員長 ありがとうございます。私からは以上ですが委員の皆様から何かございますか。

A委員 資料1-1に支援対象者という言葉が出てくと思いますが、この支援対象者はどのくらいの人数を想定されているのでしょうか。また、令和6年度の制度利用者は何人おられたのでしょうか。それから、令和6年度の評価シートにおける成年後見制度利用促進機能の中で、右側②の日常生活自立支援事業との円滑な連携について、取組結果に「中核機関や関係機関と連携しながら申立支援を行いました」とありますが、中核機関というのはない方がわかりやすいのではないかと思います。

事務局 まず成年後見制度の利用者数について、家庭裁判所が発行する

資料から回答させていただきますと、令和5年度の内容ではございますが、吹田市内で736人の利用があるという数字になっております。あわせて日常生活自立支援事業の利用者については令和6年度末で107人の利用となっております。それらを踏まえて最初の御質問である支援対象者の人数はなかなか想定しきれていないのですが、制度利用が必要な方で利用につながない方というのはまだまだいらっしゃると思っていますので、そういった方々への周知を進めていく必要があると考えております。最後に日常生活自立支援事業との円滑な連携の取組結果について、「中核機関」という記載がない方がいいのではないかとということですが、おっしゃるとおり、日常生活自立支援事業担当者視点で記載したものととなっておりますので修正させていただきます。

委員長 ありがとうございます。他はいかがでしょう。

委員長職務代理者 以前、グループホームで知的障がいをお持ちの方に制度の説明をしたときに、なかなかこういう文章や言葉で記載されたものの理解が難しく、職員と一緒に、例えば「まちがった買い物」や「契約」という絵を描いて説明すると、言葉で説明するよりもだいに理解していただけたということがありました。裁判所の絵を描いて申立をイラストにしたり、そういった形で工夫しました。絵で表すのも難しかったのですが、何かそういったものがあると知的障がい者だけではなく認知症の方にも理解しやすくなるのではないかと思いますので、今後そういうことも考えていただけると現場の相談員にも役に立つかなと思います。それからもう一つ、周知のところで今年度の予定にはないかもしれませんが、ケアマネや障がい者事業所の方がけんりサポートすいたを使いたいと思った時、どういう時に使えるのかとか、地域包括支援センターに相談すればいいのか、それともけんりサポートすいたに相談すればいいのか迷っているということがあるので、ケアマネや事業所との協議や意見交換の場もあるといいのではないかと思います。

事務局 ありがとうございます。イラストで示してわかりやすくという御意見、参考にさせていただき今後の課題とさせていただきたいと思います。実際に専門相談を受けていただいた先生も絵を描きながら説明されていたのを拝見したことがあります。そういった説明が理解しやすい方も多くいらっしゃることを実感しておりますので、委員の御意見も踏まえまして取り組んでいきたいと思えます。ケアマネや事業所への周知については、昨年度もまったくな

かったというわけではなく、地域包括支援センターからの御依頼によりケアマネを対象に出前講座を開催した実績もございます。今年度も障がい者の計画相談員に向けてお話させていただく等、現場に近い支援者のところにも出向いていければと考えております。

B 委員

知的障がい者にとって制度の話等はイメージすることが難しいのは事実ですが、例えば「買い物」とか、身近な言葉で自分が体験していることであったり、絵や写真の補助があれば十分に理解し判断ができるということもあります。私たちはどうしても言葉で了解を得ようとしてしまいがちですが、その言葉を補助するものとしてイラスト等があれば十分に本人の意思を確認することができますので、是非そういうツールがあればと思います。もう一点ありまして、先日、相談支援事業所の相談員が集まった定例会にけんりサポートすいたに来ていただきました。そこで、開設からの1年間、なかなか専門相談や専門職派遣の件数が伸びなかったけれども、実際にそういう相談はないかと投げかけていただきました。実際に専門相談でどういう相談がされたのかという事例を聞くことで参考になりますし、持ち帰って利用者さんと話して相談につなげるということもできるのではと思いました。今回チラシに相談事例を加えていただきましたが、すごくわかりやすくなったのもっと広く皆様に御紹介いただけたらと思います。

委員長

詳しくありがとうございました。今のお話は吹田市だけの問題ではなく、どの中核機関にも共通の課題だと思います。将来的に中核機関の横のネットワークができれば、中核機関の共通財産として使うということも考えられるかなと思いました。それでは次の議題2「権利擁護に関する制度や施策の情報共有並びに地域課題の検討」ということで、グループワークに入りたいと思います。

事務局

それではグループワークの進め方について御説明させていただきます。今回、委員の皆様を2グループに分けさせていただき、各グループでテーマごとに意見交換をしていただきます。委員長側のグループがAグループ、委員長職務代理者側のグループがBグループとなります。各グループにおける司会進行は委員長と委員長職務代理者に担当いただき、グループ内で出た意見については、総括の時間で書記の方に発表いただきます。書記として、Aグループには市職員、Bグループにはけんりサポートすいた職員が対応させていただきます。そして、書記が発表した内容について、Aグ

グループは委員長、Bグループは委員長職務代理者にそれぞれ総括をしていただきます。続いてオブザーバーを御紹介いたします。委員の皆様周りには、オブザーバーとして大阪家庭裁判所より裁判官、主任書記官、大阪府職員、市職員、けんりサポートすいた職員が待機しています。オブザーバーの皆様は、グループワークを進める中で委員の皆様より御質問があった際に御回答をお願いします。市職員、けんりサポートすいた職員についてはグループワークが開始されたら各グループの周りに移動をお願いします。また、市職員、中核機関職員についてはオブザーバーとして待機するグループの指定はございませんので、2グループを自由に行き来していただけます。続きまして、今回皆様に話し合っていたくテーマについて説明させていただきます。テーマは次第に記載している3点です。それぞれに説明資料と参考資料を付けていますので、順に御説明させていただきます。また、グループワークを進めるにあたって、ワークシートを用意していますので、メモを取っていただく等御活用いただけましたらと思います。まず、1つ目のテーマ「第5次地域福祉計画策定に伴う成年後見制度、権利擁護支援に関する市民意識調査のアンケート内容について」説明します。地域福祉計画とは、社会福祉法に規定された、全ての人が尊厳をもって自立し、住み慣れた地域で暮らしていけるように、地域住民や行政、関係機関がお互いに協力して生活課題の解決に取り組んでいくための計画です。本市では成年後見制度利用促進計画を包含しています。現在の第4次地域福祉計画が2026年度末で終了するため、これから第5次計画を策定していくのですが、策定年度には地域福祉に関する実態調査として無作為抽出した市民に対しアンケートを実施します。皆様にはこの実態調査における権利擁護に関する調査事項として、成年後見制度や日常生活自立支援事業についてどんな項目を設けると良いかを話し合っていたきたいです。前回策定時には、成年後見制度に関する認知度や将来利用したいかをアンケート項目としました。なお、テーマについては、資料の下の方にある二重線で囲まれた枠内にキーワードとともに記載しています。キーワードは参考として記載していますので、必ず使わなくてはいけないものではありません。続きまして2つ目のテーマ「吹田市成年後見制度利用促進計画の策定方針について」では、第5次地域福祉計画に包含する成年後見制度利用促進計画の策定方針として、中核機関であるけんりサポートすいたに今後どんな機能が必要か、吹田市の権利擁護支援施策として何を進めていくべきか等、計画にはどんなことを記載したらよいか等を話し合っていたいただけましたらと思います。なお、第4次計画においては、市民

アンケートの結果から、吹田市における成年後見制度の認知度が低いという現状と、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、判断能力が不十分となった人を家族だけで支援することが難しくなっていくという課題に対し、成年後見制度利用促進計画を策定し、中核機関の整備について検討することを盛り込みました。この計画に基づき成年後見制度利用促進体制整備検討会議を発足し、中核機関に必要な機能等の検討を進め、昨年7月にけんりサポートすいたを開設するに至りました。第5次計画においては、本人を中心とした権利擁護支援策の充実に向け、法改正への対応や、成年後見制度の認知度向上など、更なる制度の利用促進を目指し、計画を策定したいと考えております。続きまして3つ目のテーマ「日常生活自立支援事業について」では、現在国において提案されている新制度に対し、制度が改正される場合の、メリット・デメリットについてどんなことが挙げられるかを話し合っていたきたいです。日常生活自立支援事業の詳細についてはけんりサポートすいたセンター長から説明いただきます。

事務局

日常生活自立支援事業について説明します。資料2-3（別紙4）をご覧ください。実施主体は大阪では大阪府社会福祉協議会となっており、吹田市では吹田市社会福祉協議会が委託を受けて実施しております。援助の内容としては、認知症、精神障がい、知的障がいのある方で、判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助を行うことで、地域において自立した本人らしい生活が送れるように支援することが目的です。それに伴い、日常的な金銭管理や書類預かりサービスも行っております。こちらが御本人と吹田市社協との契約に基づき提供するサービスとなっております。資料2-3（別紙8）をご覧ください。本市における日常生活自立支援事業の実績です。参考に掲載している全国や府と比較すると、本市の傾向として認知症の利用者の割合が少なく、精神障がい、知的障がいのある方の利用割合が高くなっております。また、生活保護受給者の割合は6割から7割程度となっております。資料2-3（別紙7）をご覧ください。現状はこういった内容の事業ですが、現在国の地域共生社会の在り方検討会議において、「新日自」という名称で新たな役割を担う事業として見直しが提案されています。新たな役割として、身寄りがいない方への入院・入所手続き支援や、死後事務に関することがあげられています。従来の対象者は判断能力が不十分な方であったのに対し、この見直しにより身寄りのない高齢者が新たな対象者となります。こういった動きに対し、大阪府においても新日自に対応できるように現状の課題の洗い出し

などを行う日常生活自立支援事業の課題解決に向けた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」検討ワーキンググループで各市の意見をとりまとめており、今年度は吹田市も参画しているところでございます。今回協議会でいただいた御意見についても、府ワーキンググループに報告できればと考えております。

事務局

最後に、4つ目のテーマとして「その他」と記載しておりますが、他にお話したいテーマがある場合は自由にお話しただけましたらと思います。また、総括は15時40分から開始させていただきますので、お時間までに各グループで出た意見や案をまとめてください。グループワークの説明は以上となります。それでは皆様、グループワークを始めてください。

(A・Bグループにわかれグループワーク実施)

委員長

皆様、お疲れ様でした。熱心に意見交換をしていただき時間が足りませんでした。まずはAグループで出た意見について発表をお願いしたいと思います。

事務局

Aグループで出た意見としまして、まず1つ目のテーマ「第5次地域福祉計画策定に伴う成年後見制度、権利擁護支援に関する市民意識調査のアンケート内容について」では、今の成年後見制度というものが、本来は本人の権利を守るための制度なのに、金銭管理だけをすればいいと捉えられているのではないかと、という意見がありました。そういったことから制度の認知度というところでは、本来の本人の権利を守るための制度であるということの確認もした方がよいという意見がありました。日常生活自立支援事業については一般市民には知られていないのではないかとということで、認知度から、この制度に期待したいこと、抱くイメージ等もアンケートとして調査するとよいのではという意見が出ました。次に2つめのテーマ「吹田市成年後見制度利用促進計画の策定方針について」では、成年後見制度について相談したいときはここに相談すればいいということを知りやすく伝えるものがあるとよいのではないかと意見が出ました。例えばそれが地域包括支援センターなのか、けんりサポートすいたなのかということにはなってきますが、専門職でもどこに相談すればいいかわかっていないことがあるということです。相談場所を明示するとよい

という意見がありました。またけんりサポートすいたの広報・周知機能というところで、制度の認知度向上も必要だが、既にあるネガティブなイメージの払拭ということも目指すと良いという意見がありました。計画というと本文を文章で記載することになるかと思いますが、先ほどの委員意見にもあったように、対象者には言葉や文章で受け取ることが難しい方が多くいらっしゃると思いますので、イラストやイメージ図、フローチャート等を活用し、視覚的にわかりやすい計画とすると良いのではという意見もありました。あとはこの地域連携ネットワーク協議会に、金融機関の方に参画いただいていることは、吹田市の特色だという御意見もいただきましたので、そういったところも打ち出していくと良いのではないかということでした。3つ目のテーマ「日常生活自立支援事業について」では、今は社協だけが実施している事業ですが、新制度では社協だけではなく、NPO法人等、民間の参入も想定されていることから、支援の選択肢が増えることで本人にとっても選択肢が増え、それにより認知度の向上にもつながるのではないかというメリットについての意見がありました。Aグループの意見は以上です。

委員長

まとめていただきありがとうございます。意見の中には共通のキーワードとして「認知度」という側面があったかと思います。成年後見制度はなかなかわかりにくく、あまり認知されていないということと、ネガティブなイメージがしっかりと根付いているということもあります。これは禁治産制度という 150 年ほどの歴史がある制度の影響で、成年後見制度はまだ始まって 25 年程です。年数の違いもあります。禁治産制度の時代のお金持ちのお金を管理するというイメージが国民の意識から拭き去られていないということです。話は逸れますが、老人ホームという、かつては姥捨て山には絶対に入らないというお年寄りが多かった時代がありましたが、今は随分変わってきました。そういったように国民の意識の底に根付いているものをどう払拭していくかが課題であり、成年後見制度がなかなか理解されない、拒否されるということを解消していく努力が必要だということです。そのうち周知については、小学校教育のうちから制度について教えていく必要があるという意見もあります。親御さんにとっても子供が小学生のうちから将来のことを考える機会になるかと思います。それから福祉や介護保険、障がい者の領域以外の、例えば信用金庫とか農協とか、あるいはスーパーマーケットや警察等、生活に密着した様々なところに対しても周知の必要があるかと思います。日常生活自立支援事業についても、関係者ですら十分わかっていない人が多い

中で、市民の方がどれだけ理解されているのかということも成年後見制度と共通しているかと思います。私としては「周知」という言葉を非常に広く捉えたいと感じました。

委員長 それではBグループで出た意見について発表をお願いします。

事務局 Bグループで出た意見について発表します。まずテーマ1については、そもそもアンケート項目にルビが振ってあっても専門用語が難しいので、説明がないとわかりづらいという意見がありました。特に成年後見制度については専門職でも知らない方は知らないというところで、アンケートの中に説明を盛り込んで、理解した上で回答いただくのが良いのではということでした。あとは、身近な言葉に置き換えたアンケートにするべきという意見もありました。それから、成年後見制度を利用したいときに、どこに相談したいですかという質問をして、けんりサポートすいたの認知度を図るのも良いのではという話もありました。対象者が18歳以上と幅広いのであれば、自分が将来、成年後見制度が必要になったときのことを考えて答えるアンケートなのか、それとも身近にいる家族のことを考えて答えるアンケートなのか、状況をイメージしやすいアンケートにしたらどうかという意見もありました。続いてテーマ2については、全体的に周知が大切とは言うものの、もう少し踏み込んでターゲットを絞って周知していく必要があるという意見がありました。それから一次相談窓口への周知も必要ですが、その手前の0次窓口となるケアマネジャーや医療機関に対し、成年後見制度や権利擁護支援にまつわる用語についてわかりやすく解説した用語辞典のようなツールを配付してはどうかという意見もいただきました。計画については、吹田市が権利擁護支援についてどういう方向に向かっていくかということが記載されていればわかりやすいという話もありました。周知の面では、受け取る側が積極的に見に行かないと情報を得られない広報ツールばかりなので、市役所待合のモニターに流せるような広報動画を作成するのはどうか、特に寸劇は好評だったという提案もいただきました。テーマ3については時間が足りず、皆様から意見をいただけませんでしたが、日常生活自立支援事業の利用者数について、精神障がい者の方が多い状況ではありますが、認知症の方からの相談がなかったわけではなく、相談したくてもできない状況だったのではと推察する意見もありました。認知症の方でも必要な方にはこの制度を利用してもらいたいが、そもそもそのキャパシティがあるのかという話もあり、そういったキャパの問題には今後市民後見人

等担い手を広げていき、専門性がなくても権利擁護支援に関わる人が増えれば、それ自体が周知になり、制度が浸透していくことにもつながるという意見もありました。

委員長 はい、それでは委員長職務代理者から総括をお願いします。

委員長職務代理者 ありがとうございます。時間切れで名残惜しく終わってしまいましたが、皆様から本当に活発な御意見をいただきました。意識調査については先ほど委員長からも認知度がキーワードというお話がありましたが、認知度は元々調べているところですが、その認知度とは何なのかという話になりました。成年後見制度のことを聞くというよりは、制度を必要としている皆さんがどういう意識状況にあり、成年後見制度との距離感として、自分が必要としていることとの関係がうまく結びついているか、結びついていないのか、結びついていないならそれは何故なのかというところを聞いていくことによって、計画に反映していけるのではという観点からアンケートに関する工夫の御意見があがったように思います。次の計画との関係で言うと、吹田市の中で支援対象者をどういう人たちと想定するのかというところです。後期高齢者とか、身寄りのない人とか、認知症高齢者になる人の予想とか、障がい者とか、ターゲットを想定しながらどういう層にどういう施策を持っていくのが大事ですし、周知についてもターゲットを踏まえてどう展開していくかを計画の中で立てられると良いという話もありました。それと共に、具体的な施策として、受任調整や市民後見人の実施に向けて、それぞれの課題について計画の中でしっかりと検討いただき、中核機関としての役割を果たしてもらいたいと思います。最後の新しい日常生活自立支援事業については、時間切れではありましたが、印象的だったのは成年後見制度との役割分担をしていく中で、専門的ではない市民の中で支えられるような広がりを持っているのではないのかということで、この新しい制度が幅広く市民の皆さんが参画するような制度になれば、キャパの問題解決も考えられるのではないかという話があり、主体も含めていろいろ考えていけると良いのではということでまとまりました。

委員長 ありがとうございます。それでは最後に大阪家庭裁判所から本日の協議会を通して御感想等いただければと思います。

家庭裁判所 オブザーバーとしてこのような協議会に参加させていただくこ

とはありますが、本日のようなグループワーク形式は初めてで、いろいろな方から様々な意見が出て、権利擁護について非常に活発な議論がされているんだと、私も学ばせていただきました。ありがとうございました。ここで学んだことを持ち帰って活かしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

委員長

ありがとうございました。本日はグループワークを通じて、委員の皆様よりそれぞれのお立場から総合的な権利擁護支援策の充実について御意見をいただくことができました。本日のグループワークで出た意見を第5次地域福祉計画や吹田市成年後見制度利用促進計画の策定に反映していただけたらと思います。また、次回の協議会では、「けんりサポートすいた」の取組状況の報告や、市民意識調査のアンケート結果を踏まえて、吹田市成年後見制度利用促進計画の骨子案について話し合えたらと思います。それでは、以上ですべての議事を終了いたします。